

## さいたま市食品ロス削減プロジェクト チームEat All設置要綱

令和2年1月9日 環境局長決裁  
一部改正 令和3年6月8日 環境局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、事業活動に伴って排出する食品ロス削減に取り組む事業者、事業者組合、特定非営利活動法人等をチームEat All参加事業者（以下「参加事業者」という。）としてさいたま市（以下「市」という。）が登録することにより、市と参加事業者が協働して食品ロスの削減を推進していくことを宣言し、もって市民一人ひとりの意識啓発に資することを目的とする。

### (参加要件)

第2条 市内で事業活動等を実施し、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (5) 市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

### (取組内容)

第3条 参加事業者は、次に例示した事業活動に伴って排出する食品ロス削減に係る取組を行うこととする。

- (1) 食べきり運動の実施
- (2) 食べ残しの持ち帰り推進
- (3) 食べきりレシピの作成・推進
- (4) フードドライブの実施
- (5) 廃棄食材リサイクルの推進
- (6) その他食品ロス削減のための取組

### (申込)

第4条 参加事業者に登録しようとする事業者の代表者（以下「申込者」という。）は、「チームEat All新規登録申込書」（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

### (登録)

第5条 市長は、申込者から前条の申込書の提出を受け、参加を認める場合は、「チー

ムEat All登録通知書」(別記様式第2号)を交付する。

2 市長は、前項の規定により登録した参加事業者の希望に応じ、チームEat Allロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)のステッカー等の交付を行う。

(登録の効力及び義務)

第6条 参加事業者は、ロゴマークを無償で使用できる。

2 参加事業者は、前項のロゴマークの使用に当たっては、「チームEat Allロゴマーク使用要領」及び「チームEat Allロゴマーク使用マニュアル」を遵守するものとする。

3 参加事業者は、届出を行った取組内容のとおり、食品ロスの削減に努めなければならない。

(登録の変更)

第7条 参加事業者の代表者(以下「代表者」という。)は、第4条の規定により申し込んだ事項に変更が生じたときは、速やかに「チームEat All登録内容変更届」(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第8条 代表者は、取組を実施しなくなった等の理由により登録を廃止するときは、速やかに「チームEat All登録廃止届」(別記様式第4号)を市長に提出するとともに、ロゴマークの使用及び市が提供した啓発物等の掲示を取りやめること。

(登録の取消し)

第9条 市は、参加事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条の参加要件を満たさなくなったと認めたとき。

(2) 第3条各号に掲げる取組の実態が認められず、今後も活動することが認められないとき。

(3) 参加事業者としてふさわしくない行為をしたと認めたとき。

2 第1項の規定による取消しを受けた参加事業者は、ロゴマークの使用及び市が提供した啓発物等の掲示を取りやめなければならない。

(広報等)

第10条 市長は、市民に対し食品ロス削減の意識啓発を図るため、参加事業者の登録を行ったときは、その旨及び取組内容等をホームページ、広報誌等により公表するものとする。

(意見聴取)

第11条 市長は、参加事業者に対し、必要に応じて意見聴取を行うことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。